

## 平成28年白浜町議会第1回臨時会 会議録(第1号)

1. 開 会 平成28年4月5日 白浜町議会第1回臨時会を白浜町役場  
議場において10時01分開会した。

1. 開 議 平成28年4月5日 10時02分

1. 閉 議 平成28年4月5日 15時40分

1. 閉 会 平成28年4月5日 15時40分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

応招議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 泉 芳明 事務主査 東 泰士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町長	井 潤	誠	副町長	林 一 勝
教育長	鈴 木	勇		
富田事務所長				
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	田 井 郁 也
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田 義 広
民生課長	三 栖	健 次	住民保健課長	廣 畑 康 雄
生活環境課長	玉 置	孔 一	観 光 課 長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本	規 生	上下水道課長	濱 口 伊 佐 夫
会計管理者	中 本	敏 也	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会				
教育次長	寺 脇	孝 男	総務課課長	久 保 道 典
総務課副課長	小 川	敦 司		

## 1. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名議員指名について
- 日 程 第 2 会期の決定について
- 日 程 第 3 議案第57号 専決処分の承認について
- 日 程 第 4 議案第58号 専決処分の承認について
- 日 程 第 5 議案第59号 専決処分の承認について
- 日 程 第 6 議案第60号 白浜町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 追加日程第7 議長の辞職について
- 追加日程第8 選挙第1号 白浜町議会議長の選挙について
- 追加日程第9 選挙第2号 白浜町議会副議長の選挙について
- 追加日程第10 議席の変更について
- 追加日程第11 議案第61号 白浜町監査委員の選任について
- 追加日程第12 白浜町議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第13 白浜町議会議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第14 白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第15 白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第16 選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について
- 追加日程第17 選挙第4号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について
- 追加日程第18 選挙第5号 大辺路衛生施設組合議会議員の選挙について
- 追加日程第19 選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第20 選挙第7号 富田川治水組合議会議員の選挙について

- 追加日程第21 選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について  
追加日程第22 議案第62号 富田共有財産組合委員会委員の選任について  
追加日程第23 発委第2号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）

## 1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第23

### 1. 会議の経過

#### ○議 長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、去る4月1日付けで職員の仕事異動がございましたので幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

（自己紹介）

#### ○議 長

以上をもって自己紹介を終わります。

ただいまから平成28年第1回臨時会を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

#### ○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本臨時会の会議予定につきましては、去る3月29日の議会運営委員会でご協議いただきましたその結果をご報告し、ご了承いただきたいと思っております。

会期につきましては本日1日を予定しております。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

以上で諸報告を終わります。

#### ○議 長

諸報告が終わりました。ご了承のほど、よろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

---

### （1）日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を次のとおり指名した。

5番 堀 匠 6番 長 野 莊 一

---

### （2）日程第2 会期の決定について

○議 長

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。  
従って、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

- 
- (3) 日程第3 議案第57号 専決処分の承認について  
日程第4 議案第58号 専決処分の承認について  
日程第5 議案第59号 専決処分の承認について  
日程第6 議案第60号 白浜町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

○議 長

日程第3 議案第57号から日程第6 議案第60号までの4件を一括議題といたします。  
町長から、挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

本日、平成28年白浜町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共に大変ご多用にも関わらせずご出席を賜り、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

新たな年度を迎え、観光地白浜でも三寒四温のうちに草木が一斉に芽吹き、山野が春の装いに移ろい、温かみが増して参りました。平草原公園では、3月19日から4月3日まで桜まつりが開催され、ソメイヨシノを中心に、約2,000本の桜が見事に咲き誇り、大勢の花見客の下、賑わいを見せておりました。改めて、新しい年度の始まりを感じたところです。

入園、入学、就職、転勤と幼児から成人まで、多くの方々にとって新たなスタートの季節であり、当役場でも、8名の新規職員から心強い宣誓を受けたところでございます。彼らは既に新たな配属先で仕事を始めており、これから町勢発展のため大いに活躍することを強く期待しているところであります。

3月に策定を終えました白浜温泉街活性化構想推進計画では、「世界に誇れる観光リゾート白浜・オンリーワンの観光地」を目指し、取り組むべき35施策を決定し、うち11施策を重点項目と致しました。今年度からは、打ち出しております施策を如何に実行できるか、また如何に実行可能な形にできるのか、優先して考えなければなりません。

その先駆けと致しまして、国の地方創生加速化交付金を活用した「観光の街白浜観光推進事業」実施のための経費を、第1回定例会におきまして追加補正予算として提案し、ご承認いただきました。これから推進計画の基本目標に掲げております「戦略的観光の推進」また「来訪者の増加と再訪率の向上」に関連する施策と致しまして、DMO設立に向けた取り組

みや戦略的なマーケティング、スポーツ合宿やMICEの誘致促進といった施策を総合的に実施して参ります。

また、白良浜海水浴場や湯崎温泉街、臨海地区を「中核エリア」、富田や椿、日置川の各地域は「広域エリア」と位置づけるとともに、新たに町や各種団体、住民の皆様による組織を立ち上げ、施策の評価や検証、必要に応じて計画の見直しといったことを併せて行うことで、地域に密着したより効果的な施策展開が出来るものと思っております。

今年度は、白浜町の将来像を描く第2次長期総合計画の策定に着手する年でもあります。本町では、平成18年に新白浜町として誕生以来、第1次長期総合計画に基づき、各般の取り組みを計画的に推進して参りました。本町を取り巻く社会経済情勢の変化など社会的背景を見据え、複雑かつ多様化する行財政課題を的確に把握したまちづくりを推進していく必要があることから、平成30年度からの10年間の目指すべき方向性を示す、新たな長期総合計画を策定することとしたものでございます。

合併以降、10年間の普通交付税における優遇措置は、今年度から5年間の激変緩和措置へ移行し、有利な財源措置でありました合併特例債に関しましても昨年度で発行を終え、今後、中長期的な視点に立った持続可能な財政運営を目指す必要があると考えております。こうした状況を十分見据えたうえで、様々な施策や多岐にわたる事務事業に対し、財源の裏づけのある実行性の高い方向性をもって、次の10年間に臨まなければならないと感じているところでございます。

4月8日には、152名の中学生と、161名の小学生の入学式が予定されております。町の将来を担う子どもたちの健やかな成長と、保護者の皆様方のご多幸、そして白浜町の益々の発展を願うものでございます。

引き続き、議員皆様のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、平成28年第1回定例会以降、次の方からご寄付を頂きましたのでご報告し、お礼に代えさせていただきます。(敬称略) 白浜町立図書館へ 寄附 現金 白浜南ライオンズクラブ。

さて、本臨時議会でご審議をお願い致します案件は、専決処分の承認に関する事項3件、条例の制定に関する事項1件であり、必要な議案を提出したところでございます。

提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第57号 専決処分の承認につきましては、白浜町税条例等の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第58号 専決処分の承認につきましては、白浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第59号 専決処分の承認につきましては、白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第60号 白浜町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきましては、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めたいので、提案するものでございます。

以上、詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 税務課長 高田君（登壇）

○番外（税務課長）

議案第57号 専決処分の承認について、議案書（P. 1～4）に基づき、説明した。

議案第58号 専決処分の承認について、議案書（P. 5～8）に基づき、説明した。

議案第59号 専決処分の承認について、議案書（P. 9～12）に基づき、説明した。

○議長

番外 総務課長 榎本君（登壇）

○番外（総務課長）

議案第60号 白浜町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、議案書（P. 13～16）に基づき、説明した。

○議長

以上で、補足説明が終わりました。

引き続き、審議に入ります。

議案第57号 専決処分の承認について、質疑を行います。

10番 廣畑君

○10番

4ページの要旨についてお尋ねします。改正の内容、法人住民税の改正の9.7パーセントから6.0パーセントと3分の1強税率が減る、町税が減るわけなんですけれども、お尋ねしたいのは該当の企業の資本金です。上位のいくつかの資本金。個別の企業の名前はなかなか言えないかと思うんですけれども、職種なり資本金についてお尋ねします。だいたいいくらかいかな。

○議長

番外 税務課長 高田君

○番外（税務課長）

法人税割については資本金400万円以上というのが一番大きな金額となってまいりました、当町の場合は3社だったと思いますけれども、観光施設関係の会社と宿泊施設で3社あります。

○議長

12番 南君

○12番

関連ですけれども、3社とお聞きしたんですが、総額どのくらいの金額が町として減収の予測になってきますか。29年度からと書いていますけれども、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長

番外 税務課長 高田君

○番外（税務課長）

率はここに書いてあるとおり減収になるんですけども、法人税割ですので、収益によって毎年法人税割は率に幅がありますので、実際は決算を打ってみないとわからないところがございます。

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第57号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第57号は原案のとおり承認されました。

議案第58号 専決処分の承認について、質疑を行います。

10番 廣畑君

○10 番

8ページの改正の内容です。民間事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例ということなんですけども、そうした民間事業者が整備した公共施設について、白浜町内に存在するのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外(税務課長)

対象施設としては公園、広場、緑化施設、通路等でございまして、そういうものは町内に一般的にたくさんございます。今回の場合、この法改正については、その施設を民間の事業者が整備した場合に対象となってくるということでございます。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

そしたら、現在整備はあるんですか、ないんですか。その辺どうなんでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外(税務課長)

具体的に現在申し込みというのはございません。ただ、今後の可能性として、税改正に伴って、条例についても定めていくということです。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第58号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第58号は原案のとおり承認されました。

議案第59号 専決処分の承認について、質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第59号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第59号は原案のとおり承認されました。

議案第60号 白浜町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

参考資料の16、制定の内容の3番ですね。休業の申請及び承認という件で、任命権者云々とあって、「公務の運営に支障がないと認めるときは」と。これ、読み方によっては、公務に支障がないと、その人おっってもおらんでもええような人を雇っているんかと。そしてまた、こういうふうに認められなかったら、その人がおらなかつても公務ちゃんといくんやでと。余分な人材と私は受け取れるんやけども、それ以外に、要するに支障があつても取らさなあかんの違うんかというところであれば、この文言はどうも気になってくるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

この条例につきまして、国家公務員法についても制定されている内容でございまして、いわゆる準則といいますか、国から示されております地方公務員法改正に伴いまして、各市町村が制定すべき条例案と示されています。その中にも当然いろんな形で公務の運営に支障がないと認めるときというのは、休暇制度を取るときには、だいたい定められておりまして、議員おっしゃられますように、この職員に対して休業を認めるべきか認めるべきでないのかについては、町長が判断されることとなります。その場合の大きな要因としては、業務、白



浜町の職員として職務の運営に支障がないということを町長が認めなければならない。そのときに休業を与えるほうがいいのか、この人にはもうちょっと我慢してもらって、申請があっても半年ほどちょっと待てよと。人事異動まで待ってくれとかそういう話については、町長が判断されることになってきますので、制度つくった以上はこれを有効に活用していく必要が十分あるかと思えますけども、やはり、職員である以上は公務の運営がすべてでございまして、それを無理押しして休暇を取るということについては、町長が最終的に判断をいただくものと思っております。

ですから、公務の運営に支障がないということは要らん職員とかそういうことではなくて、職員は皆要るんですけども、行かしたいんだけども、行かすことによって職務機能が少し麻痺するというのであれば、時期をずらすとか、たとえば人事異動でその者を行かせて、また別の者をもってくるとかいろんな判断が必要になってくると思えますので、そこは時点の状況とか、申請の内容とか、そういうことを勘案した上で決定していくものと考えてございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第60号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長を交代します。

休憩します。

(休憩 10時31分 再開 10時32分)

(議長 自席へ、副議長 議長席へ)

○副 議 長

議長を交代いたしました。

本会議を再開します。

ただいま岡谷君から議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第106条の規定によりまして、議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

お諮りします。

議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第7として議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により岡谷君の退席を求めます。

(岡谷議長 退場)

---

(4) 追加日程第7 議長の辞職について

○副 議 長

追加日程第7 議長の辞職についてを議題とします。

事務局長から辞職願を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外 (事務局長)

辞職願を朗読した。

○副 議 長

お諮りします。

ただいま事務局長から朗読しましたとおり、岡谷君の議長の辞職を許可することについてご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、岡谷君の議長の辞職を許可することに決定しました。

岡谷君、入場してください。

(岡谷議員 入場)

○副 議 長

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

白浜町議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第8として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第8としてただちに選挙を行うことに決定しました。

資料を配布してください。

(選挙第1号配布)

○副 議 長

配布もれはございませんか。

(なしの声あり)

---

(5) 追加日程第8 選挙第1号 白浜町議会議長の選挙について

○副 議 長

追加日程第8 選挙第1号 白浜町議会議長の選挙を行います。  
事務局長から案件を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外 (事務局長)

選挙第1号を朗読した。

○副 議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては二通りでございます。投票によるものが原則ですが、全員に異議がない場合は、指名推選による方法もございます。選挙の方法も含め、休憩してご相談申し上げたいと思います。

休憩します。

(休憩 10 時 37 分 再開 11 時 14 分)

○副 議 長

再開します。

休憩前に続いて、選挙第1号 白浜町議会議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、投票で行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議長の選挙は投票で行うことに決定しました。

ただいまから議長選挙の投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副 議 長

ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番 三倉君、3番 辻君を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○副 議 長

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副 議 長

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記、無記名であります。

ただいまから、投票を行います。議席番号の順番に投票願います。

(議席番号順に投票)

○副 議 長

投票もれはありませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。開票を行います。

2番 三倉君、3番 辻君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副 議 長

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票であります。有効投票のうち、溝口8票、三倉君4票、丸本君2票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票であります。

従って、私が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開場)

○副 議 長

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知を行います。

本席からではございますが、私から議長当選の承諾及び挨拶をさせていただきます。

議長当選の承諾及び挨拶をした。

○議 長

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

白浜町議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として選挙を行うことに決定しました。

資料を配布してください。

(選挙第2号配布)

○議 長

配布もれはございませんか。  
(なしの声あり)

---

(6) 追加日程第9 選挙第2号 白浜町議会副議長の選挙について

○議 長

追加日程第9 選挙第2号 白浜町議会副議長の選挙を行います。  
事務局長から案件を朗読させます。  
番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

選挙第2号を朗読した。

ただいまお配りいたしました選挙第2号ですが、白浜町議会議員の後ろが空白になっています。恐れ入りますが、白浜町議会議員溝口 耕太郎とご記入をお願いいたします。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、二通りございます。選挙の方法も含め、休憩してご相談申し上げたいと思います。

休憩します。

(休憩 11時28分 再開 11時45分)

○議 長

本会議を再開します。

休憩前に続いて、選挙第2号 白浜町議会副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については投票で行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、副議長の選挙は投票で行うことに決定しました。

ただいまから副議長選挙の投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの出席議員は、14名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、4番 岡谷君、5番 堀君を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議 長

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議 長

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記、無記名であります。

ただいまから、投票を行います。議席番号の順番に投票願います。

(議席番号順に投票)

○議 長

投票もれはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。開票を行います。

4番 岡谷君、5番 堀君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議 長

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票であります。有効投票のうち、辻君8票、玉置君4票、廣畑君2票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票であります。

従って、辻君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開場)

○議 長

ただいま副議長に当選されました辻君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知を行います。

副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

3番 辻君(登壇)

○3 番

副議長当選の承諾及び挨拶をした。

(拍手)

○議 長

お諮りします。

この際、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第10として議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

---

#### (7) 追加日程第10 議席の変更について

##### ○議 長

追加日程第10 議席の変更についてを議題とします。

お諮りします。

議席の変更については、申し合わせにより1番を副議長に、4番を議長とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

##### ○議 長

異議なしと認めます。

従って、1番を副議長、4番を議長とすることに決定いたしました。

お諮りします。

議長、副議長を除き、現在の議席順に従い、抽選によって議席を決めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

##### ○議 長

異議なしと認めます。

従って、議席の変更については、議長、副議長を除き、現在の議席順に従い、抽選によって決めることに決定しました。

議席順に抽選をお願いいたします。

(議席順に抽選)

##### ○議 長

議席の抽選結果を発表します。

2番 西尾君、3番 古久保君、5番 丸本君 6番 水上君、7番 廣畑君、8番 三倉君、9番 長野君、10番 岡谷君、11番 南君、12番 玉置君、13番 楠本君、14番 堀君。

以上のおりです。

休憩します。休憩中に席の移動をお願いします。

これから先、議会構成に時間がかかると思われますので、当局のみなさん方につきましては退席していただき、出席の要請は改めて行います。

(休憩 12時03分 再開 14時58分)

(10番議員 退場)

##### ○議 長

本会議を再開します。

資料を配布して下さい。

(資料配布)

○議 長

ただいま、当局から議案第61号が提出されました。  
この際、これを日程に追加し、追加日程第11として議題といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。  
従って、議案第61号は追加日程第11として日程に追加することに決定いたしました。

---

(8) 追加日程第11 議案第61号 白浜町監査委員の選任について

○議 長

追加日程第11 議案第61号 白浜町監査委員の選任についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

議案書に基づき説明した。

○議 長

本案に対する質疑を行います。  
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。  
議案第61号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。  
従って、議案第61号 白浜町監査委員の選任については原案のとおり同意されました。  
(10番議員 入場)

○議 長

ただいま白浜町監査委員に選任されました岡谷議員が議場におられます。  
挨拶がございます。演壇へどうぞ。

10番 岡谷君 (登壇)

○10 番

就任の挨拶をした。



(拍手)

○議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

白浜町議会常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第12として議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会常任委員会委員の選任について日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

資料を配布してください。

(資料配布)

---

#### (9) 追加日程第12 白浜町議会常任委員会委員の選任について

○議 長

追加日程第12 白浜町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、お手元に配布いたしております氏名表のとおり、議長から指名します。

総務文教厚生常任委員会は、私、溝口、西尾君、古久保君、丸本君、長野君、岡谷君、玉置君。以上7人であります。

観光建設農林常任委員会は、辻君、水上君、廣畑君、三倉君、南君、楠本君、堀君。以上7人あります。

白浜町議会常任委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおりですので、よろしくお願ひします。

次に、常任委員会の委員長・副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会において互選することになっております。

休憩します。

(休憩 15 時 05 分 再開 15 時 06 分)

○議 長

再開します。

各常任委員会の委員長・副委員長が決まりましたので報告いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長に長野君、副委員長に玉置君。

観光建設農林常任委員会委員長に水上君、副委員長に堀君。

以上のとおり決定いたしました。

お諮りします。

白浜町議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第13として議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会議会運営委員会委員の選任について日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

資料を配布してください。

(資料配布)

---

### (10) 追加日程第13 白浜町議会議会運営委員会委員の選任について

○議 長

追加日程第13 白浜町議会議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、お手元に配布いたしております氏名表のとおり、議長から指名します。

辻君、西尾君、水上君、廣畑君、長野君、岡谷君。以上6人の方々を指名します。

次に、議会運営委員会の委員長・副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会において互選することになっております。

休憩します。

(休憩 15 時 08 分 再開 15 時 09 分)

○議 長

再開します。

議会運営委員会の委員長・副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長に西尾君、副委員長に廣畑君と決定いたしました。

ただいま議会広報特別委員会委員から特別委員会委員の辞任の申し出があります。

お諮りします。

白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第14として議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定いたしました。

---

### (11) 追加日程第14 白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任について

○議 長

追加日程第14 白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

お諮りします。

辻君、古久保君、堀君、水上君、楠本君、廣畑君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

辻君、古久保君、堀君、水上君、楠本君、廣畑君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま議会広報特別委員会委員が欠員となっています。

白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第15として議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

資料を配布してください。

(資料配布)

---

## (12) 追加日程第15 白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任について

○議 長

追加日程第15 白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、お手元に配布いたしております氏名表のとおり、議長から指名します。

西尾君、丸本君、廣畑君、南君、玉置君、堀君。以上6人の方々を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

次に、議会広報特別委員会の委員長・副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

休憩します。

(休憩 15 時 12 分 再開 15 時 13 分)

○議 長

再開します。

議会広報特別委員会の委員長・副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長に玉置君、副委員長に堀君と決定いたしました。

次に、公立紀南病院組合議会議員、富田川衛生施設組合議会議員、大辺路衛生施設組合議会議員、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員、富田川治水組合議会議員、紀南環境広域施設組合議会議員が欠員となっています。

各議会議員の選挙について、議会申し合わせにより指名推選によりたいと思えますが、ご

異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、そのように取り扱います。

お諮りします。

選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について、選挙第4号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について、選挙第5号 大辺路衛生施設組合議会議員の選挙について、選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、選挙第7号 富田川治水組合議会議員の選挙について、選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙についての6件を日程に追加し、追加日程第16から追加日程第21として議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙についてから選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙についての6件を日程に追加し、追加日程第16から追加日程第21として議題とすることに決定しました。

資料を配布してください。

(選挙第3号～選挙第8号配布)

---

### (13) 追加日程第16 選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第16 選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙を行います。

事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番外(事務局長)

選挙第3号を朗読した。

白浜町議会議員の後ろが空白となっていますので、ここに溝口耕太郎とご記入をお願いします。

なお、引き続いての5件につきましても同様にご記入をお願いします。

○議 長

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。  
従って、議長が指名することに決定しました。  
公立紀南病院組合議会議員に、私、溝口と辻君を指名します。  
お諮りします。ただいま指名しました2名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。  
従って、ただいま指名しました2名が公立紀南病院組合議会議員に当選されました。  
会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

---

#### (14) 追加日程第17 選挙第4号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第17 選挙第4号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙を行います。  
事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

選挙第4号を朗読した。

○議 長

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。  
従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。  
従って、議長が指名することに決定しました。  
富田川衛生施設組合議会議員に、私、溝口と、辻君、長野君、玉置君を指名します。  
お諮りします。ただいま指名しました4名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました4名の方々が富田川衛生施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

---

(15) 追加日程第18 選挙第5号 大辺路衛生施設組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第18 選挙第5号 大辺路衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

選挙第5号を朗読した。

○議 長

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

大辺路衛生施設組合議会議員に、私、溝口と、辻君、長野君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました3名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました3名の方々が大辺路衛生施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

---

(16) 追加日程第19 選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に

## ついて

### ○議 長

追加日程第19 選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

### ○番 外（事務局長）

選挙第6号を朗読した。

### ○議 長

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

### ○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

### ○議 長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、溝口を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました者を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

### ○議 長

異議なしと認めます。

従って、私、溝口が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

---

## （17）追加日程第20 選挙第7号 富田川治水組合議会議員の選挙について

### ○議 長

追加日程第20 選挙第7号 富田川治水組合議会議員の選挙を行います。

事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

### ○番 外（事務局長）

選挙第7号を朗読した。

### ○議 長

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

富田川治水組合議会議員に、水上君、廣畑君、南君、楠本君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました4名の方々が富田川治水組合議会議員に当選されました。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

---

#### (18) 追加日程第21 選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第21 選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙を行います。

事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

選挙第8号を朗読した。

○議 長

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。



(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

紀南環境広域施設組合議会議員に、私、溝口と辻君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました2名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました2名が紀南環境広域施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、一部事務組合のうち、組合規約により田辺周辺広域市町村圏組合議会議員は議長、副議長。紀南地方老人福祉施設組合議会及び紀南地方児童福祉施設組合議会の各議員には議長が充てられております。

また、都市計画審議会委員には各常任委員長。入学就学奨励金審査委員会委員には総務文教厚生常任委員会委員長が充てられております。

以上の議会構成及び各種委員名簿は後日印刷し、配布いたします。

資料を配布して下さい。

(資料配布)

○議 長

ただいま当局から議案第62号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第22として議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第62号は追加日程第22として日程に追加することに決定いたしました。

議長を交代します。

休憩します。

(休憩 15時30分 再開 15時31分)

(議長 退場、副議長 議長席へ)

○副 議 長

再開します。

議長を交代しました。

---

(19) 追加日程第22 議案第62号 富田共有財産組合委員会委員の選任について

○副 議 長

追加日程第22 議案第62号 富田共有財産組合委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

議案書に基づき説明した。

○副議長

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○副議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○副議長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第62号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長

異議なしと認めます。

従って、議案第62号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長を交代します。

休憩します。

（休憩 15 時 33 分 再開 15 時 34 分）

（議長 入場、副議長 自席へ 議長 議長席へ）

○議長

再開します。

資料を配布して下さい。

（資料配布）

○議長

ただいま、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会の委員長から、お手元に配布の申し出一覧表に記載されております調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も調査を継続したい旨の申し出があります。

お諮りします。

この際、これら閉会中の調査の申し出について、日程に追加し、追加日程第23として議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、これら閉会中の調査の申し出についてを追加日程第23として日程に追加するこ

とに決定いたしました。

---

(20) 追加日程第23 発委第2号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生  
常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）

○議 長

追加日程第23 発委第2号 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。

これをもって本臨時会に付された案件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

平成28年第1回臨時会をお願いいたしましたところ、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

新たに議長に就任されました溝口議員、副議長に就任されました辻議員に対しまして、心からお喜びを申し上げます。

前議長の岡谷議員におかれましては、2年間の大任、本町の発展と町民の福祉増進のために、絶大なる御尽力を賜りましたことに対しまして、深甚なる敬意を表し、心より御礼を申し上げますとともに、監査委員として、改めてご指導賜りますよう宜しくお願い申し上げます。常任委員会、特別委員会の各委員会をはじめ、一部事務組合を含めまして、就任いただきました議員の皆様方におかれましては、行政各分野でのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、平成24年5月に白浜町長として就任して以来、「白浜創生」を掲げ、「世界に誇れる観光リゾート白浜」の構築と、私の政治理念であります「意志あるところに道は開ける」をモットーに様々な課題と向き合い、全力で取り組んで参りました。

この4年間の町政執行に当たっては議員の皆様方に、さまざまなご意見やご提言をいただき、時には厳しいやり取りもございましたが、それぞれに本町の発展と、町民の幸せを心から望む真摯な議論であったと思っております。

人口減少社会の到来は、避けることのできない現実であり、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点のもとで、白浜創生と活力ある未来を目指さなければなりません。

地域経済の活性化や少子高齢化など多くの課題がある中で、一朝一夕に事は運ばないのも

事実でございます。成果の出たもの、出なかったもの様々ではありますが、これからもあきらめることなく、着実に一步ずつ前に進める必要があると思っております。「白浜創生」「世界に誇れる観光リゾート白浜」の実現には道半ばであり、引き続き、町政運営の任をお任せいただけるなら、虚心坦懐、町民の皆様の幸福の追求と町政発展のために全身全霊で立ち向かう所存でございます。

今任期最後の議会でありますが、議員の皆様方のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、今後ますますの御活躍と御健勝を御祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。お諮りします。

これをもちまして、白浜町議会平成28年第1回臨時会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成28年第1回臨時会はこれをもって閉会いたします。

たいへん、ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、15時40分 閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 28 年 4 月 5 日

白浜町議会議長

白浜町議会議長

白浜町議会副議長

白浜町議会副議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員